

聖泉大学における学術研究に関する行動規範

平成21年12月1日

聖泉大学

聖泉大学（以下「本学」という。）における学術研究は、建学の精神に則り、地域、社会に貢献するものとしている。このような研究上の理念を実現するためには、研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、法的な責任は当然のこと、道義的・倫理的責任を果たさなければならない。

しかしながら、昨今では研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じていることが報道されている。このような不正行為は研究者及び研究機関の社会的な信用を失墜させるだけでなく、人や社会へ大きな被害・損害を与え、学術研究の発展を阻害する結果を招くことになる。

研究活動における捏造、改ざん、盗用等、また研究資金の不適な流用は、大学の社会的信用を失墜させるだけでなく、社会に対して大きな被害を与えるおそれがあり、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。また、地域や社会の人を対象にした本学における学術研究は、共同で研究に従事する者も含めた人の人権に対し常に尊重する必要性を再認識することを、本学および研究者は自覚しなければならない。

このため本学は、学術研究における行動規範を以下のとおり策定する。

第1 学術研究における不正行為の防止

研究者は、研究の実施、公的研究費の使用にあたり、研究助成目的等を最大限に尊重するとともに、各公的研究費に定められた助成条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

公的研究費とは、次に掲げる資金等をいう。

- (1) 国又は所管する独立行政法人から本学に配分される競争的資金および公募型研究資金
- (2) 民間企業等から本学に受入れた研究費等
- (3) 学内予算で措置された研究費等

第2 公的研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用に当たり、研究助成目的等を最大限に尊重するとともに、各研究費に定められた助成条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

第3 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。

また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。

第4 守秘義務の厳守・人権の尊重

研究者は、論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務の遵守に厳密な注意を払わなくてはならない。さらに、研究対象である他者の人格と自由を尊重し、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努めなければならない。